

法第 号

令和 年 月 日

納税地  
法人名等  
代氏  
表者名

殿

税務署長  
財務事務官



### 特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定

〔所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19号の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第1項の表の第 号該当  
所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当〕

の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

#### 記

取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができると認められる日
	令和 年 月 日
(処分の理由)	

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

## 不服申立て等について

### 【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

### 【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 不服申立て等について

### 【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

### 【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

### 1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

### 2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>該当条文の箇所については、連結事業年度において設けた特別勘定以外の特別勘定の場合は、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、「所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第19条第1項の表の第 号該当」の空欄箇所に所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第19条第1項の表の該当号を記入し、連結事業年度において設けた特別勘定の場合は、「所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第19条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当」の空欄箇所に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第27条第1項の表の該当号を記入する。</p>
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合  「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。  また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合  「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。  また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

### 3 留意事項

#### ○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。